

受注者各位

名古屋市住宅供給公社

当公社契約における新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型コロナウイルス感染症について、令和2年4月7日に内閣総理大臣より新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。

当公社は国土交通省の取り組みを参考に、下記の対応を行っておりますので、お知らせします。

記

1 工事等の一時中止措置等について

受注者より工事及び調査、設計、測量等の業務（以下「工事等」という。）の一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員自身の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）などの事情を個別に確認した上で、一時中止等の措置を行っても事務事業の執行に支障をきたさないと当公社が判断した場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事等の一時中止や設計図書等の変更を行います。ご不明な点があれば受注工事等の監督員にお問い合わせください。

2 入札手続きについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施するにあたり、公告等で定められているとおりの手続きが困難である場合には、入札担当部署にお問い合わせください。

3 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応について

工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症の感染があることが判明した場合には、速やかに監督員へ報告してください。

4 工事等の継続又は再開にあたっての感染症拡大防止対策について

施工中の工事現場等における定期的な消毒、手洗い・うがいなどの感染予防を徹底するとともに、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの密の回避や影響を緩和するための対策についてご対応いただきますようお願いいたします。